

平成30年12月定例農業委員会議事録

開会 12月25日(火)午前9時

(欠席委員) 0名

(事務局出席者)原田事務局長、深津事務局次長、富田主幹、鈴木副主幹、
山口主事、川野主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから12月定例農業委員会議を開催します。

本日は欠席する旨の届け出は受けておりません。

現在の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

6番、野々山久照委員、7番、伊藤健二委員、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

議長：議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明を求めます。

【議案第33号、農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました番号1、新屋の件について、地元の原田一豊委員から御意見を申し上げます。

原田委員：こちらの案件につきましては、今月19日に現地を確認してきました。事務局からも説明がありましたように、受け人はもう既にこの土地を20年近く借りて耕作されているということであり、渡し人は高齢のため、お互いに売買することで合意されたということを知っております。この案件については何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長：ありがとうございます。

ただいま地元委員から説明がりましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないので、採決に移ります。

番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号1について、許可することとします。

議長：続きまして、番号2から5につきましては、関連しておりますので、一括して審議をしたいと思います。三好下の件について、地元の野々山久照委員から御意見ををお願いします。

野々山委員：まず、番号2の意見でございますが、渡し人につきましては、事務局からも御説明がありましたように、高齢で耕作がなかなかできず、番号3の案件で息子さんと連名になっている土地もありますが、息子さんの体調も思わしくなく、他に後継者もないということで、土地改良事業が終わってから柿を植栽するものの、なかなか管理がされておらず、年に2回程度の草刈りだけで、収穫がされていなかったという状況の土地でございました。ここを新たに若い方が柿をやりたいという話がありました。12月14日の新規就農事前審査会等でもお話を聞きまして、今後しっかりやっていきたいという意気込みがございましたので、今後は農地が荒れないかなということで安堵している状態でございます。

4番の土地につきましては、土地改良事業終了後、果樹を植えやすいように畑地灌漑が実施されておりましたが、作付け等がされておらず、渡し人も市外で就職されておまして、仕事も忙しく、みよしに帰ってくることもあまりないような状況でしたので、受け人がイチジクを新たにやりたいという話があり、イチジク農家の方から栽培指導を受けられて一生懸命やっている姿を確認しておりますので、問題はないと思いました。

5番につきましては、土地改良事業終了後に親戚に貸されて、ここでイチジクを栽培してみえましたが、その方が高齢になり、栽培も今後困難になるということで、若い受け人に指導をし、このイチジクを今後栽培して欲しいということです。受け人も今後イチジクを中心にやっていきたいということで確認がとれましたので、問題ないと思います。三好下にとっては、こういった若い方に農業をやっていただくことにより、耕作放棄地が減っていくということでありがたいと思いますので、この番号2から5につきましては、問題ないと思いま

す。

なお、12月15日にみよし市果樹組合の役員の方と土地改良区の役員の方にも紹介し、三好下においても協力することができるというような回答をいただきましたので、問題ないと思います。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：この受け人ですが、現在の農機具の所有状況、今後の購入計画を教えてくださいたいのと、日進の方ですが、市として何か支援するようなことは考えてみえるのか、その辺2点お願いします。

事務局：農機具についてですが、現在所有しているのは、刈払機と動力噴霧器、耕運機です。あとは軽トラックを所有しています。今後、耕作面積を広げていくにあたって機具を新たに増やしていく意向ではありますが、当面は今の状況で行っていきたいという考えであります。

事務局：市の支援についてお答えさせていただきますが、市外の方ですから、営農指導に関しては、関係機関と連携しまして指導させていただくことを予定させていただいております。

また、国の新規就農者の方を対象にした、農業次世代人材投資資金、新規就農者の経営開始型の1年間に150万円受けられる給付金の受給を予定されているということで、話を詰めてきている状況でありますので、新規就農者の認定を受けまして、今後その手続に入っていくということで話をさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

それでは、ほかにないようでありますので、変則ではあります、番号2から5まで一括で採決したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

番号2から5について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号2から5については、許可することとします。

議長：続きまして、番号6、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御

意見を申し上げます。

近藤(雅)委員：現地確認しましたが、補足資料の地図のとおり、草もあまり生えていないため、問題ないと思います。以上です。

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

鈴木委員：この場所は、もともと分家用に造成した土地ですので、周りは家が建っていますし、わざわざ住宅地の中で農業をするのかなと思います。また、受け人は木之本にお住まいのようですが、もともとは打越の方だったのかということと、農業をやるために打越へ引っ越して家を建てるのに、申請地はちょうどいい場所かなと思いますので、将来的には、ここへ家を建てるのではないかというような気がします。

事務局：失礼します。今、御意見いただいた件について御説明させていただきます。この受け人につきましては、現在、木之本にお住まいですが、もともとは打越町の本家にて生活していました。現在のところ、父親、長男とあわせて一つの経営体で農業をやられています。今後も一緒にやっていきたいという思いはあるのですが、申請者は次男であり、この今回申請のありましたこの農地の隣の角地に分家住宅を建てて、打越に戻りまして、本家を手伝いながら一緒に農業をやっていきたいということが目的でございます。分家を建てる横の今回の申請地も利用されずに放置されているという状況がありましたので、今後自給用の野菜等を栽培しながら、本家を支援していくような形の経営体としてしばらくはやっていきたいということが今回の意向でございます。

議長：今回の申請地の角地に自分の分家をつくるということです。だから、この買った土地はしばらく屋敷畑に使う。そこに建てる予定はないということです。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないので採決に移ります。

番号6について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：はい、全員賛成により、番号6について、許可することとします。

《採決結果：議案第33号 全員賛成6件》

議長：続きまして、議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第34号、農地法第4条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい。ただいま事務局から説明のありました番号1、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見を申し上げます。

近藤(雅)委員：申請人については、お一人で頑張っていらっしゃるようで、今回3年間の更新を行うということです。別段に問題はないと思います。

議長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、番号1について採決をとります。
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第34号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局からの説明を求めます。

【議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました番号1、三好上の件につきまして、地元の小林秀樹委員から御意見を申し上げます。

小林委員：申請地でございますが、東側は既に建物がほとんどであり、農地はございません。西側につきましては一部農地がございますが、分家住宅を建てるということに、西側の農地もそれほど影響はないかなと考え

ます。また、排水等につきましては、土地改良区でそれぞれ確認いたしまして、特に支障はないではないかという考えをいただいております。全体的に見ましても特に問題は発生しないと考えます。よろしくお願いたします。

議 長：ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号1について採決をとります。
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号2、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見ををお願いします。

酒井委員：この案件は、娘さん夫婦の分家住宅として申請されたものでありまして、現在、農地は柿、ミカンが数本、あとは家庭菜園的な使い方をされていまして、周りも住宅に囲まれていますので、建てる条件では申し分ないです。排水の面は、道路に面していまして、この間の区議会においても排水同意を受けています。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長：はい、ありがとうございます。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号2について採決をとります。
番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号3、明知上の件について、地元の深谷明良委員から御意見を申し上げます。

深谷(明)委員：現地を確認に行って、所有者の話も聞きましたが、この土地は道路によって分断された土地になってしまいましたので、以前から耕作が難しい農地でありました。今回、地元に住む受け人が自宅の近くに置いてある資材の置き場所が欲しいということだったので、地区としても適地だろうと思いますし、排水も事前審査のときに、油脂類の排水には注意するようという意見をつけてお渡ししてありますので、認可していいのではないかと思います。

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号3について採決をとります。
番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、全員賛成により、番号3について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号4、黒笹の件について、地元の加納勇委員から御意見を申し上げます。

加納委員：現場を確認してきまして、作物の整理も行い、きれいに現場は片づいております。特に問題はありません。

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号4について採決をとります。
番号4について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：はい、ありがとうございます。全員賛成により、番号4について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第35号 全員賛成4件》

議 長：議案第36号については、小河壽久委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：議案第36号、相続税の納税猶予に係る証明願について、事務局から説明を求めます。

【議案第36号、相続税の納税猶予に係る証明願について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあった番号1、苜生の件について、事務局から御意見をお願いします。

事務局：失礼します。議事参与に当たるものですから、改めて御説明させていただきますと、3年間の間、特に問題なく耕作されておりまして、現地も、先ほど説明させていただいたとおり、適正に管理されていらっしゃいますので、特には問題ないかと判断しております。以上でございます。

議 長：はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
番号1について、証明書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1については証明書を発行することとします。
(該当委員着席)

《採決結果：議案第36号 全員賛成1件》

議 長：議案第37号については、近藤元壽委員、深谷明良委員、加納勇委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。
(該当委員退席)

議 長：議案第37号、農用地利用集積計画の決定について、事務局からの説明を求めます。

【議案第37号、農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。はい、どうぞ。

近藤委員：借り賃が米15キロや玄米15キロと書いてありますが、玄米はわかりますけど、米は、玄米なのか、精米なのか、そこら辺の把握はされていますか。

事務局：精米したものということで、お互い合意されてみえる内容を掲載させていただきました。

近藤委員：同じ貸し人が別の法人に貸すというパターンがありますが、これはどういう裁量で決まっていますか。

事務局：失礼します。みよしの場合につきましては、間にJAが入り、窓口となりまして調整を図っていただいた後に、利用集積案をいただいているのが実情でございますので、その話し合いの中で、地区の振り分け、担い手の調整を図られた結果だということで事務局は判断させていただいております。

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、決定することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第37号 全員賛成1件》

議長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

ア 平成30年11月分農地転用届出の受理状況について

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。
これをもちまして議長の職を終了させていただきます。どうもありがとうございました。
引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：どうもありがとうございました。
それでは引き続き、用意をさせていただきました資料で農地利用最適化推進会議のほうを開催させていただきます。
本日は3点ほど議題を上げさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

- 1 平成30年度農地利用状況調査の実施状況について
- 2 農地の扱いについての法改正について
- 3 農業委員の綱紀粛正について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：ただいま一方的に御説明させていただきましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

事務局：それでは、会議のほうを終了させていただきたいと思います。
恐れ入りますが、御起立をお願いします。一同礼。

(閉会午前10時15分)